

2021年1月29日

各位

オリックス生命保険株式会社

## 告知不要で保障の継続が可能な「失効取消制度」を導入

～未払込保険料の払込みだけで、手続きが完了～

オリックス生命保険株式会社（本社：東京都港区、社長：片岡 一則）は、2021年2月1日より、ご契約が失効<sup>※1</sup>した場合でも、一定期間内であれば告知不要で保障の継続が可能な「失効取消制度」を開始しますのでお知らせします。

これまでは、ご契約が失効した後の復活手続きには、未払込保険料の払込みに加えて、告知書の提出を必要としていました。本制度の導入により、保険料払込猶予期限の翌月末（以下、失効取消可能期間）までに未払込保険料を払込みいただければ、改めて告知をいただくことなく失効を取消します。<sup>※2</sup>

長年ご契約を継続いただきながらも、一過性のご都合により保険料の払込みが滞り、失効してしまう場合があります。そのような場合においても、ご契約を継続いただきやすくすることを目的に導入した制度となります。

今後も、お客さまに寄り添ったサービスのご提供を続け、信頼していただける保険会社であり続けられるよう努めてまいります。

以上

### ※1 失効について

以下の期間内（保険料払込猶予期間）に保険料の払込みがない場合は、ご契約は失効となります。

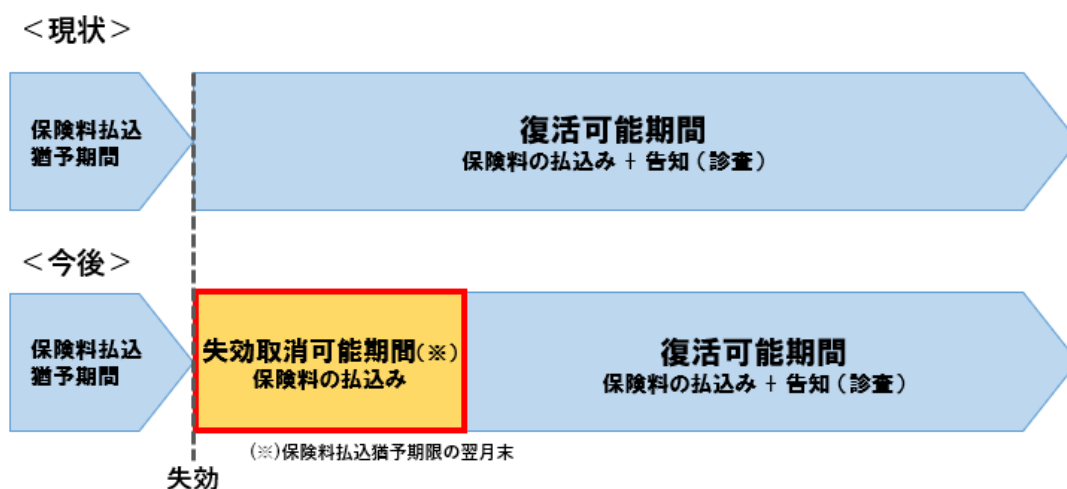
- ・月払のご契約：払込期日の翌月末日まで
- ・年払・半年払のご契約：払込期日の翌々月の月単位の契約応当日まで

### ※2 失効取消可能期間を経過した場合の手続き（復活）について

告知書の提出が必要となります。告知内容によっては、復活をお断りする場合があります。

＜本件に関するお問い合わせ先＞  
経営企画部広報チーム 高原・林 TEL：03-6685-7996

## 【イメージ図】



## 【失効取消後の保障について】

失効日に遡って保障が継続します。そのため、失効取消可能期間内に発生した入院等の支払事由につきましても、ご請求の対象となります。

なお、失効取消可能期間を超過した上で復活手続きを行う場合は、従来どおり、約款に定める復活可能期間内における手続きが可能ですが、復活日から新たな保障を開始しますので、失効日から復活日までは保障がなくなります。